役に立つ生活情報

2015年9月1日

北海道立消費生活センター

主な内容

秋の道庁前（札幌）

秋の風が吹き渡るころ、道庁周辺の樹木は華やかに彩られ、冬の前にほんのひとときのにぎわいを見せる。

（全道展会員　山下 脩馬）

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL（011）221-0110
FAX（011）221-4210
http://www.do-syouhi-c.jp/

道立消費生活センターを騙（かた）る投資勧誘などにご注意を！
ご相談は☎050・7505・0999へ

特殊詐欺 引き続き警戒して！

オレオレ詐欺や還付金詐欺など、特殊詐欺の被害が後を絶ちません。月単位の被害件数は減ってきてはいるものの、今年1月から7月末までで道内で175件、被害額約6億6700万円で、前年同期の123件、約5億4900万円を上回っています（北海道警察調べ）。

被害に遭わないためには「家族だとわかる合言葉を決めておく」「普段から相談する人を決めておく」「詐欺の手口に関心を持ち、家族に伝えておく」など。ご近所の高齢者の方と普段からあいさつを交わすなどして交流を図り、お互いに注意し合いましょう。

ここでは、特殊詐欺のうち、振り込め詐欺の手口を紹介します。

総額は前年同期を上回る

平成26・27年　特殊詐欺事件被害金額の月別対比

◆オレオレ詐欺

親族や警察官、金融機関の職員などを装って被害者に電話をかけ、トラブル解決の弁済や借金返済の肩代わりなどの名目で現金を口座に振り込ませたり、指定場所に郵送させたりして現金をだまし取る詐欺

◆還付金詐欺

税務署や自治体職員などを装い、医療費などの還付金があるとうそを言って被害者を銀行のATMに誘導し、逆に振り込ませる詐欺

◆架空請求詐欺

身に覚えのない有料サイト使用料や投資の名義貸しのトラブル解決料などを請求してくる詐欺

◆融資保証金詐欺

実際に融資しないのに、融資する内容の文書をFAXなどで送り、保証金や手数料などをだまし取る詐欺

自治体の委託？ 介護保険の関係？
不審電話に注意！

「自治体の委託を受けて、介護保険に入っている人の住宅のバリアフリー点検を行っているので、訪問したい」という電話がかかってきた、という相談が道立消費生活センターなどに寄せられています。自治体が事業者に委託して、個別にバリアフリーや住宅改修に関する電話をかけてくることは考えられません。十分注意してください。

事業者はまず、「介護保険の関係で電話をかけている」「自治体の委託を受けている」など実在するものの名称を言って信用させ、「バリアフリーの点検をしなければならない」と、あたかも自宅への訪問を受け入れる義務があるかのように言います。

一度、事業者を家に招き入れると、不要な商品やサービスの購入を勧められかねません。このような不審な勧誘電話がかかってきたらただちに切り、最寄りの消費生活相談窓口へ。

カルチャーナイトに約200人！

「カルチャーナイト2015」（実行委主催）が7月17日に開かれ、道立消費生活センターも参加しました。商品テスト室を公開したところ約200人が訪れ、実験に取り組んだり、テスト機器に触れたりして、短い夏の夜を満喫しました。

▲割れにくい不思議なシャボン玉作りに取り組む子どもたち

▲物体の中身が透けて見える軟エックス線機器

液体窒素を使った実験。生花▶（バラ）を浸すとパラパラに

親子で実験！おやつの甘さと着色料

普段食べているおやつの甘さと着色料について学ぶセミナー「えっ‼本当？おやつの甘さと色のひみつ」が8月11日、道立消費生活センターで開かれ、夏休み中の小学生と保護者9組24人が参加しました。

お菓子の中には人工着色料が使われているものもあることや、清涼飲料水には想像以上に砂糖が使われていることなどを、実験を通して学びました＝写真＝。

☎188
消費者ホットライン

消費生活相談窓口等を案内する消費者庁の「消費者ホットライン」が局番なしで3ケタの「188」番になりました。「嫌や！（イヤヤ！）」と覚えてください。

こちらにかけると、お住まいの地域の市区町村にある消費生活相談窓口に案内されます。なお、今までの「0570・064・370」も引き続き利用できます。道立消費生活センターに直接電話相談をする場合は、これまでどおり050・7505・0999へ。

来年12月から洗濯表示が変わります！

輸入衣類の急増などに対応するため、洗濯の表示が平成28年12月より変わります。これまで日本では日本語を取り入れるなど独自のマークを使用していましたが、国際規格に統一されることとなりました。基本の図形は5つ。それに記号が付加されて、洗い方の強弱や処理温度の高低を表します。

①洗　濯

洗濯機洗いでもたらいマークが基本。手洗いはたらいに手を入れた表示。数字は水温を示し、たらい下の横棒の数が多いほど力が弱い

弱い　非常に弱い

家庭での洗濯禁止

②漂　白

三角形が基本。三角形のみは塩素系・酸素系いずれの漂白剤でも使用可、斜線2本は酸素系漂白剤のみ使用可

漂白禁止

③乾　燥

四角形の中の棒で干し方を表す。タンブル乾燥が新設され、「・」が多いほど温度の上限が高くなる

つり干し　平干し　※ぬれつり干し　日陰のつり干し

（タンブル乾燥）

上限60℃　上限80℃

タンブル乾燥禁止

※ぬれつり干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないでつり干しすること

④アイロン

「・」が多いほど底面温度の限度が高くなる

200℃　150℃　110℃　アイロン仕上げ禁止

⑤クリーニング

P（パークロルエチレンと石油系溶剤）とF（石油系溶剤のみ）はドライクリーニング、Wはウエットクリーニング（水洗い）

ドライクリーニング禁止

→廃　止

節電にご協力を！

政府は9月30日まで（平日、9時～20時）、節電を呼び掛けています。9月とはいえ暑い日もあります。体調に十分注意し、無理のない範囲内での節電を心掛けましょう。

絶対もうかる?

友達から紹介されたマルチ

Q. 大学生の息子が1週間ほど前、友達に紹介されてビジネス会員契約をし、ビジネス関連のDVDの代金5万4000円を銀行に振り込んだという。口コミやホームページで紹介し、人を入会させることで報酬が発生する仕組みのようだ。今後、会費として毎月1万6千円ほどを払い続けなければ自動退会になるという。怪しい会社だと思うので解約させたい。

（50代、女性）

A. 個人を販売員として勧誘し、誘われた人が販売員となってさらに次の人を勧誘していく、という形で販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務（サービス）の取引のことを連鎖販売取引、いわゆる「マルチ商法」といいます。この事例は、連鎖販売取引と考えられます。

連鎖販売取引は特定商取引法（特商法）で規制されており、概要書面や契約書面など書面交付の義務や、勧誘に関する禁止行為などの規制のほか、20日間のクーリング・オフ制度、中途解約制度、取消権などの民事ルールも設けられています。

しかし、商取引に不慣れな消費者が、販売員として組織に加入することや、末端の販売員にも規制が及ぶこと、仕組みが複雑なことからトラブルも少なくありません。

相談者には連鎖販売取引の相談事例について説明しました。サークルなどでセミナーに誘われたことがきっかけでトラブルに巻き込まれたという大学生からの相談も入っていることを情報提供し、本人から相談するよう伝えました。その後、本人から連絡があり、解約希望とのことなので、クーリング・オフの方法を助言したところ、後日、返金されたことが確認でき、終了しました。

相談専用電話
050-7505-0999

SNSをきっかけに…

最近の傾向として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の交流サイトで知り合った人からアフィリエイト※1やドロップシッピング※2内職を紹介され、「知り合いを増やせば収入が得られる」と勧誘された例も見受けられます。当センターにも「海外企業が運営しているオンラインカジノをアフィリエイトで広めるともうかると勧められて息子が契約。勤めていた会社も退職したが全く収入にならず、サラ金から借金している」という相談が寄せられています。

また、「人を紹介すれば、出資による配当のほかに紹介料がもらえる」などと勧誘する、出資契約と同時に勧誘者を次々と増やしていく「マルチ商法型の出資勧誘」もあります。出資契約を、勧誘者が無登録で業として行う場合、金融商品取引法違反で刑事罰の対象になるおそれもあり、注意が必要です。

マルチ商法は、家族や友人、知人など親しい人間関係を介して勧誘されることもあります。親しい人からの勧誘でも契約内容や仕組みが理解できない場合には、きっぱり断ることが大切です。「絶対にもうかる」などの甘い言葉に惑わされないことです。

マルチ商法と思われる勧誘を受けたら最寄りの消費生活相談窓口へ。

※1 提携先の商品広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が提携先から商品を購入するなどした場合、一定の報酬を得られるというもの

※2 自分のウェブサイト上に商品を掲載し、商品の申し込みがあった場合、メーカーや卸業者から申込者へ商品を直送するというもの。

予測値でも誤差わずか
～電子体温計の性能～

体調の優れないときや日々の健康管理のために使う体温計を、常備している家庭も多いと思われます。最近はガラス製体温計（水銀等）に代わって、手軽さから電子体温計を選ぶ人も多いようです。そこで、電子体温計の性能についてテストしました。

テスト品

- 電子体温計…11銘柄
 （予測式[※1]7銘柄、実測式[※2]4銘柄）
- ガラス製体温計（水銀）…1銘柄（参考品）

※1　平衡温（十分に温まったときの温度）を短時間で予測・表示する方式
※2　ガラス製体温計と同様に、変化している温度をそのまま表示する方式

テスト結果

○性能検査（温度表示の正確さ）

恒温水槽に体温計を挿入し、温度が安定した後、温度表示値を読み取り、標準温度計との誤差を調べました。体温計の測温範囲の最高、最低温度付近、37℃付近の3点で測定したところ、いずれの銘柄も誤差は±0.2℃以内であり、JIS規格で規定する範囲内でした。

また、従来から使われているガラス製体温計と比べても正確さは同等でした。

○予測式電子体温計の周辺温度による予測値の影響

センサー部が15℃付近の低温であっても、実測値との誤差はほとんど確認されませんでした。しかし、№1と3は、一度だけ実測値との誤差が0.4℃と大きいことがありました。

一方、周辺温度37℃付近の高温では測定ができませんでした。

モニター試験の結果

10代から60代の男女14名、腋下による測定を実施しました。

○予測式電子体温計の予測誤差

予測値が、そのまま10分以上検温を続けた値に対して±0.2℃以内であるかを調べた結果、平均予測誤差がJIS規格の範囲内だった銘柄が4銘柄（№1、2、4、7）、わずかではあるが範囲を外れた銘柄が3銘柄（№3、6、9）でした。

○予測式電子体温計の予測検温終了までの所要時間

予測検温終了ブザーまでの平均所要時間は、15.9秒（№3）から58.6秒（№7）と幅があり、商品パッケージ等に記載されていた時間とを比較した結果、最も差が大きかった銘柄は№1（3.7秒）、最も小さかった銘柄は№9（0.3秒）でした。

○電子体温計の終了ブザー音の聞こえやすさ

最も聞こえやすいと評価された銘柄は№1、3、6、最も聞こえにくいと評価された銘柄は№7、10でした。

消費者へのアドバイス

- 電子体温計を購入する際は、予測式か実測式かを確認してから購入しましょう。子どもや同じ姿勢を維持するのが難しい人には、検温時間の短い予測式がよいかもしれません。
- 購入後は、取扱説明書をよく読み、保管しておきましょう。
- 一部聞こえにくいブザー音がありましたので、聞こえに不安がある人はブザーに頼るの

●テスト品一覧

No.	商品名	型式	測温方式	検温部位	温度範囲	検温時間	購入価格(円)
1	テルモ電子体温計 C231	ET-C231P	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約20秒 実測表示に切替：約4分30秒後 実測：約10分	2,030
2	テルモ電子体温計 P265	ET-P265WZ	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約60秒 実測表示に切替：約3分後 実測：約10分	1,380
3	オムロン電子体温計 MC-680	MC-680	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約15秒 実測表示に切替：約3分後 実測：約10分	1,360
4	オムロン電子体温計 MC-674	MC-674	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約60秒 予測測定終了後実測値の最高温度を表示 実測：平均約10分	2,343
5	オムロン電子体温計 MC-171W	MC-171W	実測式	腋下 口中	32.0～42.0℃	温度上昇がほぼなくなった時点 目安（わき：約10分、口：約5分）	689
6	シチズン電子体温計 CT791SP	CT791SP	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約30秒 実測表示に切替：約3分後 実測：約10分	1,470
7	シチズン電子体温計 CTE501	CTE501	予測・ 実測式	腋下	32.0～42.0℃	予測：平均約60秒 実測表示に切替：約3分後 実測：約10分	1,450
8	シチズン電子体温計 CT422	CT422	実測式	腋下 口中	32.0～42.9℃	温度上昇が緩やかに（0.01℃/8秒）なった時点 目安（わき：約10分、口：約5分）	572
9	予測式キャラ温計	MT-F19Y	予測・ 実測式	腋下 口中	32.0～42.9℃	予測：約25秒 実測表示に切替：約1分30秒後 実測：約5分	1,922
10	オーム電子体温計 Mr.Check	MT219-BWC	実測式	腋下 口中	32.0～42.9℃	温度上昇が0.1℃/32秒になった時点 （正確に測定する為には、さらに舌下で2分、腋下で3分）	455
11	電子体温計 TO-102	TO-102	実測式	腋下 口中	32.0～42.9℃	終了予告ブザー後、正確に測定する為には、さらに2～3分目安 （わき：約10分、口：約5分）	1,058
参考品	フエバー体温計	—	—	腋下 口中	35.0～42.0℃	わき下検温：5分以上 口中舌下検温：3分以上	736

※目安：検温終了ブザー後、より正確に測るための時間の目安（実測式）

ではなく、測定時間の目安を決めて使用するとよいでしょう。
•周辺温度が高いと測定が難しいこともあるので、先端のセンサー部を冷ましてから測定しましょう。連続で測定するときも同様です。
•測定値に疑問を感じたら少し時間をおいてから測り直しましょう。また、予測式の場合は実測測定を行い、実測式の場合は取扱説明書に記載の目安時間まで測定を続けましょう。
•参考品で用いた一般的なガラス製体温計には水銀が使われています。平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成32年までに水銀を使った体温計の製造、輸入、輸出が原則禁止となる見通しです。

〈体温計の正しい計り方〉

　モニター試験で平均予測誤差がわずかに範囲を外れた銘柄について（再試験を実施）、その原因を調べたところ、体温計をわきに挟む際、うまく密閉できていないなど、正しく測れていないため誤差が生じたのではと推測されました。
　正しい測り方は、わきのくぼみの中央に「斜め下」から先端をあてます。腕をまっすぐ下ろした位置を0度としたとき、体温計が約30度になるようにして、わきをしっかり閉じる方法が正しいとされています。ある調査結果によると、正しいとされる「斜め下」と比べ、「真横」では約0.3℃低くなるというデータもあります。

北海道消費者大会にお越しください

第52回北海道消費者大会が9月11日（金）、かでる2・7（札幌市中央区北2西7）で開かれます。今年の大会テーマは「くらしを守る地域を創る」。

基調講演は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部参事官の五十嵐智嘉子氏が「人口減少時代の地域づくり」、社会福祉法人「ゆうゆう」理事長の大原裕介氏が「支え合う共生のまちづくり」と題してそれぞれ講演した後、「地域づくりと消費者の役割」と題してパネルディスカッションを行います。

また、会場のロビーでは、地域協会の活動の様子がうかがえる展示も行います。

入場無料。問い合わせは、北海道消費者協会（☎011・221・4217）へ。

昨年の大会における
ロビー展示の様子

くらしのセミナー

平成27年度「くらしのセミナー」（道民カレッジ連携講座）の9月以降の内容は表のとおりです。いずれも時間は午後1時から3時まで。会場は当センター「くらしの教室」。受講料無料。奮ってご参加ください。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

日　時	テーマと講師
9月16日(水)［申し込み受付中］	「超高齢社会をどう生きる?～福祉の現状と役割について考える～」北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科専任講師　畑 亮輔氏
10月21日(水)［申し込み受付 9月16日 15時以降］	「あなたも狙われているかも?～最近の消費生活相談の事例から～」当センター　主任消費生活相談員　坂井千映
11月18日(水)［申し込み受付 10月21日 15時以降］	「まさかの時に知っておきたい基礎知識～もし、家族の一人が亡くなったら?～」ファイナンシャルプランナー　武田佳世子氏

ネット契約トラブル110番　9月26日に電話相談

インターネットショッピングやソーシャルゲーム、出会い系サイトなど、インターネットに関する契約トラブルが当センターにも数多く寄せられており、その内容は年々複雑・多様化しています。そこで9月26日（土）に当センターと札幌弁護士会の共催で「ネット契約トラブル110番」を実施します。

電話番号は☎011・218・8135（当日のみ）で、消費生活相談員と弁護士が対応します。時間は午前10時から午後3時まで。

当日の来所相談は予約制です。予約、問い合わせは当センター（☎011・221・0110）へ。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。平成26年度は53団体が見学に訪れました。

見学のほかにも悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や糖分や合成着色料、ビタミンCに関する簡易実験などにも対応できます。学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
http://www.do-syouhi-c.jp/

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7　北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999

当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。